

非核三原則の堅持を求める意見書

世界で初めて原爆投下による甚大な被害をこうむった我が国は、「核兵器を持たず、作らず、持ち込ませず」の非核三原則を国是としている。この国是によって、日本は非核国家として世界の国々から信頼を得てきた。そして唯一の実戦被爆体験国として、世界中から核兵器を廃絶することを呼びかけてきた。

しかるに、朝鮮の核実験の後、自民党内に「核について論議する必要がある」という趣旨の発言を繰り返した人がいる。

しかし、その一方では、そう発言した人も、非核三原則を否定はしていない。安倍総理大臣も非核三原則を守り、核は保有しないと述べている。だれも見直しを提起しているわけでもないのに、議論の必要性が繰り返し強調されている。政府与党のしかるべき立場の人は、非核三原則を貫くべきである。

よって、非核都市宣言をしている本市議会は、国会及び政府に対し、非核三原則の堅持を国の内外に明らかにすることを求めるものである。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成18年12月22日

三鷹市議会議長 石 井 良 司